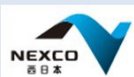


高速道路をご利用のお客様へ

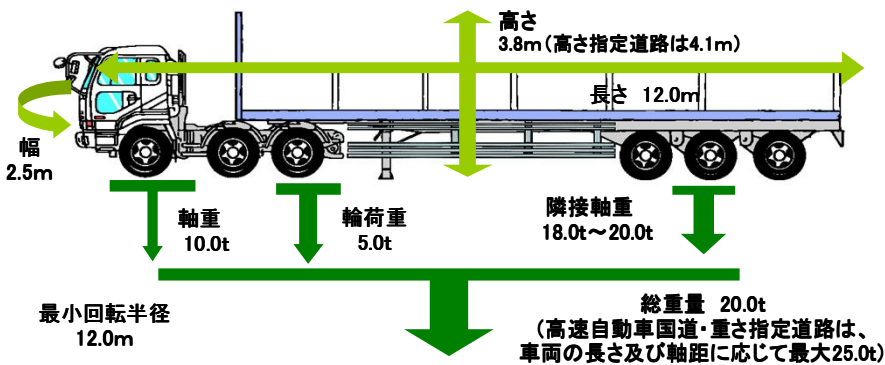
～ 法令違反車両の取締りを強化しています ～



- 高速道路を守るため、(独)日本高速道路保有・債務返済機構及び高速道路6会社では相互に連携・協力し、車両制限令違反車両に対する指導取締りを強化しています。
- 違反を確認した場合は、**高速道路からの退出を命じる措置命令(行政処分)**を科しますが、悪質な違反である場合は、道路構造物への負荷軽減及び交通事故防止の観点から、**積荷の軽減措置**や通行許可を取得するまでの間の**通行の中止**を命じることもあります。
- 違反を繰り返した場合は、別途是正指導の対象になったり、一向に改善が見られない場合は警察機関に告発するなど、運送事業者様の不利益にも繋がってまいります。



道路は一定の構造基準により造られており、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの限度値を以下のとおり定めています。（道路法47条1項、車両制限令第3条）



上記の限度値を超える車両を通行させる場合、許可を得る必要があります。（道路法第47条2項）

セミトレーラ等の限度値の特例

- ・総重量
25.0t~36.0t
(高速自動車国道及び重さ指定道路において、軸距による)
- ・長さ
セミトレーラ 16.5m
フルトレーラ 18.0m
(高速自動車国道に限る。)

【注意】

積載物のみみ出しがある場合、長さの特例は適用外です。

※ 道路交通法では、車両の長さの10%を超えたみ出しを禁止しています。

措置命令(軽減措置)

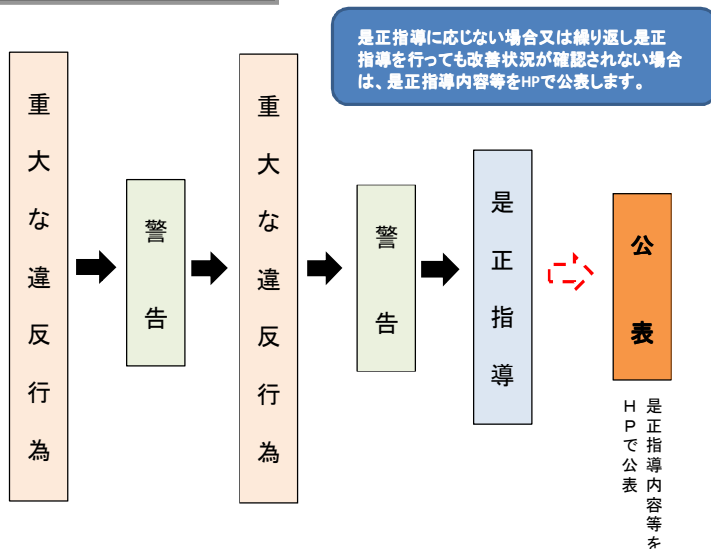


違反状況(積載物あり)



軽減措置実施状況

違反を繰り返した場合



※ 警告：運行会社等あてに文書で指導
※ 是正指導：高速道路会社にて対面で指導。違反行為を繰り返した場合には実施

荷主の方へ

車両の積載重量が、走行できる重量とは限りません。積み込み前に急に荷物量を増やすなど、違法な運行につながるような依頼はしないでください。あなたの行動があなたの会社だけでなく、運送事業者と運転者を守ります。

運送事業者の方へ

特殊車両通行許可や制限外許可など必要な許可をしっかりと取得した上で、違法な通行とならないか自ら確認し、適正に走行してください。あなたの遵法精神があなたの会社と社員、運転者を守ります。

運転者の方へ

「安全第一」で運転してください。許可証を携帯し、経路、通行条件を自ら確認し、違法な通行とならないように走行してください。